

## 附属機関の委員公募に関する取扱要領

(平成11年3月30日決裁)

(平成15年3月28日決裁)

(令和4年4月1日決裁)

附属機関における市民委員の公募は、次により行うものとする。

### 1 応募資格

(1) 応募することができる者は、以下の要件を満たすものとする。

- 1 市内に住所を有し、現に市内に居住している者
- 2 満18歳以上である者
- 3 市議会議員又は市の職員でない者
- 4 他の附属機関の委員の職に就いていない者
- 5 本会の委員の職に就いたことのない者

(2) 委嘱時に(1)の要件を満たさなくなる者は、応募資格がないものとする。

### 2 公募に関する周知

市民への周知は、市政だよりへの掲載及び掲示場（各庁舎・各市民センター）への掲示により行うものとし、以下の事項に留意するものとする。

- (1) 市政だよりへの掲載に当たっては、委員の任期を確認し、必ず事前に掲載すること。
- (2) 掲示場への掲示は、内容・掲示時期等について市政だよりとの整合を図ること。
- (3) FMあいづ『市役所情報スタジアム』による放送及び報道機関への案内による周知も検討すること。
- (4) 具体的な周知内容は、別紙1を参考とすること。

### 3 応募の方法

応募者は、各担当課で作成した募集申込書（別紙2参考）に必要事項を記入の上、各担当課に提出することとする。

### 4 選考方法

- 1 応募者数が募集人数を超える場合は、原則として公開抽選により決定する。なお、応募者数が募集人数以下の場合は、応募者をもって委員とする。
- 2 2名以上の委員を選任する場合は、あらかじめ半数以上の女性委員の公募枠を設定するものとする。（ただし、女性の応募者がいなかった場合は除く。）
- 3 応募者数が募集人数に満たない場合は、原則として締切日を延長し、周知方法を工夫（各種団体への依頼・マスコミの活用等）して再度募集するものとする。それでもなお募集人数に満たない場合は、各種団体からの推せん等公募に準じる選任方法によるものとする。

### 5 その他

この要領は、公募に関する基本事項を定めたものであるため、以下の事項に留意するものとする。

- 1 公募に関しての具体的な運用は、各主管課が行うものであること。
- 2 前記2、3及び4について、各主管課独自の項目を設定する余地があること。ただし、3及び4については、公正・公平さを欠くことがないようにすること。
- 3 疑義がある場合は、人事課に照会すること。